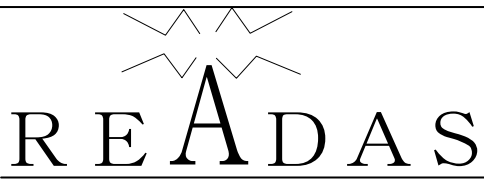


第 5832 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 11月 8日 水曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 非業務用資産を業務の用に供した場合

Q：自宅に使っていた建物を貸付用にしようと思います。減価償却費の計算はどのようになりますか？

A：次のようになります。

【解説】

非業務用の減価償却資産を業務の用に供した場合の、その業務の用に供した後におけるその資産の償却費の額は、その資産の取得価額(取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額)に、その資産の耐用年数に1.5を乗じて計算した年数(1年未満の端数がある場合は切り捨てます)により旧定額法等の方法で計算した金額を基に、その資産を取得した日から業務の用に供した日までの期間(1年未満の端数が生じた場合は、6か月以上は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てます)に係る年数を乗じた金額を取得価額から控除した金額を未償却残額として計算することとなっています。

なお、平成10年3月31日以前に取得した建物の償却方法は、旧定額法と旧定率法の選択が認められますが、平成10年4月1日以後平成19年3月31日以前に取得した建物は旧定額法によることとなります。また、平成19年4月1日以後に取得した建物については定額法によることとなります。

